

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その 22）

— 知財高裁審決取消事件（タクシメータ表示装置の特許無効審判事件） —

ソフトウェア委員会 吉井 雅栄

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平 18（行ケ） 10355 号
- (2) 判決言渡日（判決）：平 19.4.26
- (3) 特許番号：1917617 号
- (4) 審判：無効 2005-80362 号
- (5) 発明の名称：タクシメータにおける料金，タリフ並びにタリフ設定画面表示装置

2. 事案の概要

- 1) 特許第 1917617 号（特公平 6 - 42269 号）「タクシメータにおける料金，タリフ並びにタリフ設定画面表示装置」について，原告が特許無効の審判を請求したが，請求不成立の審決（特許維持の審決）を受けたことから，その審決の取消しを求めた事案である。

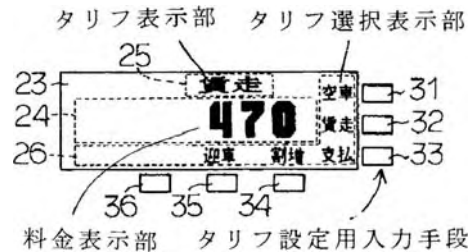
3. 判決

原告の請求は認められ前記審決は取消しとなった。

4. 本件特許発明の内容

- (1) 【請求項 1】 少なくとも空車－営業走行選択ボタンを含む複数のスイッチで構成されるタリフ設定用入力手段と，該タリフ設定用入力手段またはその近傍に位置するタリフ選択表示部，その時の料金を逐次表示する料金表示部，その時のタリフ位置を表示するタリフ表示部が一体的に構成されてなるドット方式の表示手段と，走行距離及び走行時間に基づいてその時のタリフ位置に応じた料金演算を行い，前記表示手段の料金表示部にその時の料金を表示する料金演算手段と，各種走行データが一時的に格納される RAM と，動作プログラム，各種パラメータ，表示手段に表示する文字等が格納される ROM と，前記表示手段のタリフ表示部及びタリフ選択表示部に文字を選択して表示する表示文字選択手段とを有し，その時のタリフ位置に応じて前記表示文字選択

手段が，前記表示手段のタリフ表示部にタリフを表示するとともに，タリフ選択表示部にタリフ設定入力手段の各スイッチに対応するタリフ選択用文字を表示して，タリフ設定用画面を構成するタクシメータにおける料金，タリフ並びにタリフ設定画面表示装置。



- (2) 即ち，本発明は上記図面に示すように，①タリフ選択表示部，料金表示部，タリフ表示部が，一体的に構成されているドット方式の表示装置であって，②そのときのタリフ位置に応じて表示文字選択手段が，タリフ表示部にタリフを表示するとともに，タリフ選択表示部にタリフ設定入力手段の各スイッチに対応するタリフ選択用文字を表示するように構成している表示装置である。
- (3) ①，②を特徴とし，運賃制度の改正等があった場合にも，タクシメータのハード変更を必要とせず，ソフトウェアの変更だけで充分に対応することが可能となり，表示を大きくとることができ，タリフや料金の表示を明瞭で確認容易なものとすることができるという発明である。

5. 本件審決（高裁で取消しとなった審決）の内容（進歩性ありとの審決（特許維持の審決）の内容）

- (1) 甲 1 の内容（新型タクシメータの開発に関する調査報告書）
「表示部のマルチ化・ドットマトリックス方式（小型液晶テレビ等で採用されている点描画方式）を採用し，プログラムにより表示内容を変更し，表示部の省スペース化を図る。

操作部のマルチ化・・・関数電卓等に使用されている「SHIFT」機能のように、一つの操作ボタンに二つ以上の機能を与えて、シフトボタンで機能を選択する。」

「表示機構に一つの大きな液晶画面を使用して、内容を何回かに分けて大きな文字で順次表示する。」

(2) 甲1との相違点と審決の判断

しかしタリフ表示部については、該当するタリフを、表示灯により照射するものであり、料金及び運賃を表示する部分とは表示方式が異なること、また、どのようにドットマトリックス方式を採用して表示するかの具体的な記載がないことから、このタリフ表示部までもドットマトリックス方式を採用することが記載されているとは読み取ることができない。

また、操作ボタンの近傍に位置する操作ボタンの機能を説明する文字は、操作ボタンに付随するものであり「操作部」に属すると考えるべきものである（表示部はドット方式、操作部はシフトボタン式）。審判請求人は、操作ボタンの機能を説明する文字は、「表示部」に属するものであり、「表示部のマルチ化」とは「操作部のマルチ化」により一つの操作ボタンに与えられた二つ以上の機能を、マルチ化された表示部により表示内容を変更して表示することを含むと主張する。

しかし、操作ボタンの機能を説明する文字は、上記したように「操作部」に属すると考えるべきものであること、また「表示部のマルチ化」と「操作部のマルチ化」とは、並列的に記載されており「操作部のマルチ化」の後に「表示部のマルチ化」を行なうとの記載はないし、示唆もないこと、更に「操作部のマルチ化」の後に、「表示部のマルチ化」により操作ボタンの機能をドットマトリックス方式を用いてどのように表示するの具体的な記載もないし示唆もないことから、審判請求人の主張は採用できない。

(3) 甲3はドットマトリックス表示部の各スイッチに対応した位置に最初はA、B、Cを表示し、次にD、E、Fを表示するにすぎない。

甲4は操作キーを操作した後説明キーを操作するとメモリに記憶されている表示情報がプロセッサにより読み出されて表示される点が記載されているにすぎない。

また、甲8の、「新機能毎にスイッチを付け、各項目の細分項目にはマトリックスにより同一スイッチを兼

用する」記載と図面とから、例えば上側列の「割ボタン」に対応するスイッチを操作すると、下側の「1割引き」「2割増」「3割増」の機能が割り当てられると推測できるが定かでない。

よって、甲1とこれらに基づいても本件特許発明を容易に発明することはできない。

6. 原告の主張

省略

7. 被告の主張

甲1は、各社の願望的なアイデアをまとめた報告書であり、抽象的なアイデアが多々含まれているが、このような甲1を引用例として用いる場合には、そこに開示されている具体的な内容を慎重に認定すべきであり、他の箇所において「表示部」の表現が「タリフ表示部」を含むものとして用いられているからといって、甲1全体にわたり「表示部」がタリフ表示部も含むと解すべきでないなど。

8. 裁判所の判断

甲1は、新型タクシーメータの開発に関する調査報告書であるから、調査報告書内の関連する技術については、その全体を参酌して理解すべきものであり、関連する「5. 具体的課題とその対応方法」の記載は、特に考慮して、開示されている技術内容を認定する必要がある。

従って、甲1の「表示部」には、タリフを含む新たな機能をドットマトリックス方式で表示することが意図されていたというべきである。

また、甲8に「表示とスイッチの一体化（ディスプレイタッチ式等）」、「ドットマトリックス方式（プログラムにより表示内容を変更する）」との記載もあるのであるから、この甲8には例示されたスイッチをタッチ式とし、表示をドットマトリックス方式とすることも開示されているといえることができる。

従って、甲1には、タリフ表示部及び料金表示部を含む表示部にドットマトリックス方式を採用することが記載されているといえることができ、また、表示部を選択すべきタリフを表示するかどうかは設計事項にすぎず、選択すべきタリフを表示する場合には、料金表示等とともに一体的に表示することが望ましいのは当然のことであるから、表示部を、タリフ選択表示部、

料金表示部、タリフ表示部を一体的に表示する構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得る事項である。

また、甲 1 には「SHIFT」機能が開示され、また、甲 8 の一つのスイッチが複数の機能又はその細分項目の選択肢を兼ねることから、当業者であればタリフ選択表示部の表示をドットマトリックス方式とした上で、各選択表示が複数の選択肢を兼ねるように構成し、選択されたタリフ（例えば、割増）に応じて、表示文字選択手段が、タリフ選択表示部に当該タリフの細分項目（2 割、3 割、4 割）を表示するようにすることは容易に想到し得るといふべきである。

また、仮に審決の認定するとおり、甲 1 のタリフ表示部について、ドットマトリックス方式を採用することが記載されているとは読み取ることができず、甲 8 のスイッチ機能の態様や表示が明らかでないとしても、前記判示のとおり表示部に選択すべきタリフを表示するかどうかなどは設計事項にすぎず、タクシー運転手や乗客の便宜を考えれば、表示画面においてタリフ選択表示部、料金表示部、タリフ表示部を一体的に構成することは、至極当然のことである。

9. 事件のポイント・感想

格別の作用・効果がないにもかかわらず、具体的な

用途の特定だけでストレートで特許され、無効審判においても前記被告の主張したような理由に基づいて、なおも進歩性ありと審決した本件の特許維持の審決（その後取消し）から、本件の特許庁の進歩性のハードルは、通常よりかなり低いケースであったといえる。

これを進歩性なしと判断しこの審決を取消した裁判所の判断は妥当と考える。

またこの審決は、甲 1 は抽象的な記載にとどまり、本件発明の構成までは想定できないとした。これに対して裁判所は、当時の技術水準を十分に考慮した上で、甲 1 は、願望的なアイデアを取りまとめた報告書ではあるが、そこに記載されている課題と解決手段からすると、本件発明の技術内容は想定できると判断した。

即ち、裁判所は、審決と異なり、甲 1 の技術内容を総合的且つ柔軟に解釈したケースといえる。

このことから、CS 関連発明のうち、本件のように、表示レイアウトを特定した発明については、その構成を想定できる抽象的なアイデアが開示されていれば、その構成は容易であると判断される可能性が十分にあるといえる。今後の事例に注目したい。

以上
(原稿受領 2010. 7. 1)

